

徳島藩「無足」の出生力分析

村越 一 哲

【要旨】 徳島藩家臣のうち「無足」と呼ばれる、俸禄を与えられた御目見以上の家臣を対象として、かれらの出生力を分析した。まず記載漏れの可能性の高いと判断された女子および早世男子を除いて「平均成人男子数」を求めた。つぎに、当主が成人男子を多く持てば養子を必要とする割合（養子割合）は低くなるという因果関係に基づいて、「平均成人男子数」の信頼性を検討した。その結果、俸禄が「5人10石未満」の集団では「平均成人男子数」が過小評価されていると判断した。そこで、上述の因果関係から信頼性のより高い養子割合を利用して「5人10石未満」の「平均成人男子数」を推計した。18世紀以降における「5人10石未満」の推計値1.2-1.3人は「5人10石以上」および知行取の平均値とほぼ同じであった。そして、知行取に関するこれまでの研究成果と比較した結果、18世紀以降、無足の出生力は単純再生産水準にあった可能性が高いと判断した。さらに、家臣の家系が一定となり子どもを多くもうけても武士社会のなかでかれらの行き先を探せないことが低出生力の原因であるという「社会制約仮説」によって無足の低出生力が説明できることを示した。最後に、低い出生力のもとで無足がどこから養子を得たのかを検討した。養子は同じ身分である無足のなかで完結せず同じ俸禄集団（序列集団）を中心として上位身分の知行取や下位の足輕、陪臣さらに庶民との間でやりとりされていたことを明らかにした。

【キーワード】 徳川時代／武士人口／徳島藩／出生力／社会移動

はじめに

徳川武士の人口再生産研究の意義が村越（2010）のなかでつぎのように指摘されている。武士の人口再生産研究は、徳川武士社会の再生産を人口という側面から検討するものである。武士の人口再生産は支配者の人口再生産を意味する。身分制社会の頂点に立つ支配者の再生産は徳川社会存続の大前提である。よって武士社会が軍事編成に基づく身分秩序を保ちつつ、いかにして人口再生産を実現したのかを問うことは、長期にわたり徳川身分制社会が維持された原因を追究することにはほかならない。ここに徳川武士の人口再生産研究の意義がある。村越（2010）では、さらに武士は自らの人口を次世代に置き換えることができたか結論するにはいたっていない現状

をふまえ、今後の研究課題がつぎに示す三つにまとめられている。一つめは、將軍・大名、旗本・大名家臣、旗本や大名家臣のさらに家臣などさまざまな身分内身分に分化していた武士集団を単位とした研究を積み重ね、それらを構成要素とする武士社会全体の再生産水準を明らかにすることである。武士社会の再生産水準が得られたならば、得られた水準をもたらした原因を社会経済、人口・家族のそれぞれの側から説明することが二つ目の課題である。さらに、人口再生産の結果が嫁や養子としての子どもの社会移動に与えた影響をはかり、武士社会の安定性を検討することが三つ目の課題である。

上述した課題に取り組むべく、本稿は大名家臣の出生力を分析し、あわせて養子の社会移動について検討することを目的とする。対象とするのは徳島藩

主蜂須賀氏の家臣である。蜂須賀氏の徳島支配は、蜂須賀家政が豊臣秀吉から四国征伐の功によって阿波国17万石余を与えられた1585(天正13)年にはじまる。関ヶ原の合戦後には、二代至鎮が徳川家康から改めて阿波国を与えられ、さらに1615(元和元)年には大坂夏の陣の戦功により淡路国を加えられた。これにより、阿波・淡路二国25万余という徳島藩領が確定した。それ以降、1869(明治2)年の版籍奉還に至るまで藩主蜂須賀氏に移動はなかった¹⁾。この蜂須賀氏に仕えた家臣のうち、無足と呼ばれる俸禄を与えられた御目見以上の家臣を分析の対象とする²⁾。御目見以上の家臣うち、無足の上位には領地を与えられた知行取(「高取」)が位置している。知行取の出生力についてはすでに村越(1991)において検討されており、両者をあわせることができれば一大名家臣集団とはいえ、御目見以上の家臣全体の出生力を総合することができる。

以下、第1節では利用する史料とそこから分析の対象を選択する方法について説明する。第2節では史料から得られたデータの信頼性を検討し、記載漏れの可能性が高いと判断された女子および早世男子を除いて「平均成人男子数」を求める。つぎに、子ども数が少ないと次世代の養子割合が高くなるという因果関係に基づいて、得られた「平均成人男子数」の信頼性を検討する。そこでは、俸禄が「5人10石未満」の集団の平均値は過小評価されている可能性が高いことを指摘する。そのうえで、先に示した因果関係から「5人10石未満」の「平均成人男子数」を推計する。そして18世紀以降の推計値は「5人10石以上」および知行取の「平均成人男子数」とほとんど同じであったことを明らかにする。無足の出生力はその上位に位置する知行取と同じ水準にあったということである。さらに、このことから無足の出生力は単純再生産水準にあった可能性が高いと推測する。つまり知行取と無足からなる御目見以上の家臣全体の出生力が単純再生産水準にあった可能性が高いと判断する。

第3節では、無足の出生力の変化は知行取の出生力変化と同じく「社会制約仮説」によって説明可能

であることを示す。第4節では、18世紀以降の低い出生力のもとで、養子を必要とした無足当主がどこから養子を得たのかを具体的に検討する。養子選択は同じ身分である無足のなかで完結せず、同じあるいは近接の身分内序列集団を中心として上位身分の知行取や御目見以下の足軽、陪臣さらに庶民との間で交換されていたことを明らかにする。最後に、本稿を要約し、御目見以下の足軽等の出生力水準について検討することなど残された課題を示す。

1. 利用する史料とデータの信頼性

1.1 史料と分析対象

高田(2001、p.456-461)によれば、俸禄を与えられた家臣のうち、御目見以上の家臣である無足の人数の推移はつぎのとおりである。17世紀半ばの寛永末には444人、17世紀後半の元禄初めには715人、さらに18世紀半ばの1740(元文5)年には1017人である。17世紀半ばの444人からほぼ1世紀の間に2.3倍に増加したといえる。この時期には、無足当主の次三男が多く無足として召出されたと考えられる³⁾。1828(文政11)年の無足は1032人であり、1740年の1017人からほとんど増加せず19世紀をむかえた。18世紀後半以降においては「無格奉公人」と呼ばれる御目見以下の家臣が多く、御目見以上に昇格したと考えられる⁴⁾。昇格者が多かったにもかかわらず無足の総数がそれほど変わらなかったとすれば、それだけ降格者が存在した、いいかえれば無足と無格奉公人との間の流動性が高かったことになる。

このような性格を持つ無足がもうけた子ども数を求めるために、本稿では村越(1991)において知行取の分析に用いた史料である「蜂須賀家・家臣成立書併系図」(以下、「成立書・系図」と略す)を用いる⁵⁾。「成立書・系図」の目録に『徳島藩士譜』⁶⁾(宮本1972a、1972b、1973)がある。そこには「成立書・系図」に含まれる御目見以上の家臣の家系だけでなく、成立書・系図が散逸してしまった家系の情報もあわせて掲載されている。それらの総家系数は

1603である。それらは知行取の家系478、知行取と無足の間を移動した家系137、そして無足の家系988に分けられる。無足の家系988のうち902の家系については「成立書・系図」から情報が得られる。本稿では、902の無足家系から標本を抽出するという方法を取らず全数を分析の対象とすることにした。その理由はつぎに示すとおりである。知行取とは異なり、無足ではわずかな俸禄の差が身分内序列を分ける⁷⁾。知行取に準ずる最上位の「大小姓格」の標準的な俸禄は5人10石（5人扶持切米10石）なので、名目19石（1人扶持は1.8石、よって5人扶持×1.8石+10石=19石）である。つぎの序列の「中小姓格」は4人8石（15.2石）、さらに下って「日帖格」は4人7石（14.2石）、「徒士」は3人8石（13.4石）、御目見以上の最下位序列の「小奉行格」は3人7石（12.4石）である⁸⁾。1石未満から数石の差で序列が異なっている。それぞれの序列に位置づけられる家臣の多くは先に示した標準俸禄を得ていたが、すべてがそうではない。俸禄が変わらないまま序列を移動する場合もあるからである。そのため、俸禄の少ない家臣の序列の方が高いという、俸禄の多少と序列の高下の逆転がみられる。つまり、俸禄の多少と序列の高下は完全には一致しないのである。俸禄と序列のうち、序列については家系によって『徳島藩士譜』（宮本1972a、1972b、1973）に記載されていないことがある。それに対して、ほとんどの家系では俸禄が記載されている。そこで序列集団別ではなく俸禄集団別に出生力を計ることにした。俸禄は1石あるいは1人扶持ごとに異なるため、できるだけ多く同じ俸禄の無足を分析することを考え、「成立書・系図」に含まれる無足すべてを対象にすることにしたのである。

1.2 データの信頼性と観察結果

表1には、「成立書・系図」に記載された無足の「当主数」3121人とかれらの「子ども数」8166人が当主の相続年によって50年ごと（19世紀前半は25年ごと）に時期区分されて示されている。「当主数」を時期別にみると、17世紀の前半では30人と少な

く後半では226人、18世紀に入ると前半では504人後半では2倍弱の913人と増加してゆく。19世紀前半では1133人とほぼ18世紀後半の数値と変わらない。先にみたとおり、17世紀半ばの無足が400人以上であったにもかかわらず、「成立書・系図」から得られた17世紀の当主はかなり少ない。その主な理由は初代当主を除いている点にある。17世紀に多くが無足として召出された。初代は家督を相続させることのできる子どもをもうけていたからこそ初代たりえた。そのような初代を分析の対象に含めれば、求める子ども数を過大に見積もることになる。この過大評価を回避するために初代を対象から除いている。これに加えてつぎの2つの理由が考えられる。その一つは無足から知行取に移動した137家系が含まれていないという点である。そうであるが、全時期をとおして137家系なので17世紀だけをとればその数は多くはない。もう一つは、「成立書・系図」は19世紀に差し出された系譜の集成的なので、それ以前に御目見以下に降格した家系あるいは断絶した家系が含まれていないという点である。降格についてはわからないが断絶についてはつぎのように考えることができる。幕臣が養子相続を認められたのは17世紀半ばなので⁹⁾、徳島藩家臣についても同様であったとすれば、17世紀初めには養子が認められなかったことになる。そうであれば、17世紀前半の断絶の大きな原因は養子が認められない、すなわち相続させるべき実子がいなかったこととあつたと考えられる。17世紀前半に断絶した家系の数がどの程度かわからないが、もし実子がいなかったことが原因の断絶が多かつたとすれば、観察される出生力は現実のものよりも高く見積もられることになる。養子相続が認められた17世紀後半以降においては、このような可能性は低い。

つぎに、子どもの成立書・系図への記載の確実性について検討する。女子に対する男子の比を示す表1の「性比」をみると17世紀では1.5を超えていた。一般に出生性比はほぼ1である。出生後の男・女の死亡率が極端に異なるということはないはずなので、性比が1.5を超えているのは、男子に比して女

表1 系図に記載された無足の子どもの分類

時期区分	1601-1650	1651-1700	1701-1750	1751-1800	1801-1825	1826-1850	1851-1860	時期不明	合計
子ども数	70	521	1328	2689	1740	1449	350	19	8166
男子	43	324	710	1385	878	767	179	13	4299
女子	27	197	618	1304	862	682	171	6	3867
性比	1.59	1.64	1.15	1.06	1.02	1.12	1.05	2.17	1.11
早世	1	68	200	568	399	333	62	3	1634
男子	0	37	75	259	201	194	37	3	806
女子	1	31	125	309	198	139	25	0	828
早世割合	1%	13%	15%	21%	23%	23%	18%	16%	20%
男子	0%	11%	11%	19%	23%	25%	21%	23%	19%
女子	4%	16%	20%	24%	23%	20%	15%	0%	21%
成人男子	43	287	635	1126	677	573	142	10	3493
当主数	30	226	504	913	587	546	307	8	3121
平均成人男子数	1.43	1.27	1.26	1.23	1.15	1.05	0.46		1.12
知行取の平均	2.08	1.37	1.24	1.25	1.22				

(出所) 本文をみよ。ただし、「知行取の平均」については村越(1991)による。

子の記載漏れが多かったからとしか考えられない。記載された子どもから求めた「性比」は18世紀以降、1に近づいてゆく。18世紀以降においては、女子は男子と同じ程度正確に記載されるようになったと考えられる。では「早世」した子どもについては正確に記載されているだろうか。「早世」と記載された子どものうち、男子については成人(元服)した際につけられる実名の記載がないもの、女子についてはそのすべてと抽出条件が異なるが、いずれの「早世割合」をみても、17世紀から18世紀に高くなってゆく。この間に死亡率が大幅に上昇したとは考えにくいことから、「早世割合」が上昇したのは早世した子どもが徐々にではあるが、成立書・系図に記載されていったためと推測される。

これらのことから、無足の出生力を検討するためには、記載漏れが多いと考えられる女子と「早世」を除いて子ども数を求めなくてはならないと判断できる。そこで、子どものうち、成人男子を対象とする。実名の記載が無く、しかも早世と記された男子(「早世・男子」)を成人(元服)するまえに死亡した男子とみなす。元服は15歳前後の儀式なので、早世男子はそれ以前に死亡した男子である。それら

を「男子」から除いて「成人男子」を求めた。「成人男子」は少なくとも15歳前後まで生存した男子である。ついで「成人男子」を「当主数」で除して「平均成人男子数」を求めた。この「平均成人男子数」によって出生力を検討する。表1の最終行には、無足の「平均成人男子数」との比較のために「知行取の平均」が記されている。ところで、「成立書・系図」に含まれる個々の家臣の成立書・系図の大部分は1834(天保5)年に提出され、1861(文久元)年に書き継がれたものである。一般に家督の相続は成人後であるため、1825年までに相続したほとんどの当主は、1861年には子どもをもうけ終えていると考えられる。1825年に15歳の当主は1861年には55歳を超えているからである。そこで、大部分が子どもをもうけ終えていると考えられる、1825年までに相続した当主の子どもを分析の対象とする。

2. 平均成人男子数の推計

2.1 観察された平均成人男子数

「成立書・系図」から求められた「平均成人男子数」を表1により確認しよう。17世紀前半では平均を

求めた人数が少なく、また出生力を過大に見積もっている可能性があることは前節で示したとおりである。17世紀後半以降18世紀では1.2人台、そして対象時期の下限である19世紀前半では1.15人である。つぎに、表2により俸禄集団別に「平均成人男子数」を検討しよう。知行取に準じる大小姓格の標準的俸禄5人10石（5人扶持切米10石）以上の俸禄を相続した当主の集団と、それ未満の俸禄を相続した当主の集団に無足を分けた。観察された両集団の「平均成人男子数」の動きとその水準は同じでは

ない。表2(a)に示された「5人10石以上」の「平均成人男子数」は、17世紀後半以降をみると18世紀の間に低下したが19世紀まで1.2人台を下回っておらず、この傾向は表1に示した知行取の平均値と同じである。それに対して、表2(b)に示された「5人10石未満」の「平均成人男子数」はすでに17世紀の低下が大きく18世紀前半には1.1人台と、「5人10石以上」の平均値よりもかなり低くなっている。俸禄集団の違いによって観察されるこのような「平均成人男子数」の差は現実の出生力を反映

表2(a) 系図に記載された子どもの分類（当主（父親）が「5人10石以上」の場合）

時期区分	1601-1650	1651-1700	1701-1750	1751-1800	1801-1825	時期不明	合計
男女合計	37	334	759	1112	659	0	2901
男子	22	197	398	573	330	0	1520
女子	15	137	361	539	329	0	1381
性比	1.47	1.44	1.10	1.06	1.00		1.10
男女早世合計	0	44	121	241	163	0	569
男子	0	25	40	113	83	0	261
女子	0	19	81	128	80	0	308
早世割合	0%	13%	16%	22%	25%		20%
男子	0%	13%	10%	20%	25%		17%
女子	0%	14%	22%	24%	24%		22%
成人男子	22	172	358	460	247	0	1259
当主数	15	131	270	366	198	1	981
平均成人男子数	1.47	1.31	1.33	1.26	1.25		1.28

表2(b) 系図に記載された子どもの分類（当主（父親）が「5人10石未満」の場合）

時期区分	1601-1650	1651-1700	1701-1750	1751-1800	1801-1825	時期不明	合計
男女合計	33	187	569	1577	1081	19	3466
男子	21	127	312	812	548	13	1833
女子	12	60	257	765	533	6	1633
性比	1.75	2.12	1.21	1.06	1.03		1.12
男女早世合計	1	24	79	327	236	3	670
男子	0	12	35	146	118	3	314
女子	1	12	44	181	118	0	356
早世割合	3%	13%	14%	21%	22%		19%
男子	0%	9%	11%	18%	22%		17%
女子	8%	20%	17%	24%	22%		22%
成人男子	21	115	277	666	430	10	1519
当主数	15	95	234	547	389	7	1287
平均成人男子数	1.40	1.21	1.18	1.22	1.11		1.18

(出所) 本文をみよ。

しているだろうか。以下では、「成立書・系図」から求められた「平均成人男子数」の信頼性を検討する。

2.2 平均成人男子数の信頼性

当主の実子ではないが嫡子となり家督を相続した子どもをすべて養子とみなすとき、つまり他姓、同姓を含めた他家系からの養子（婿養子を含む）だけでなく同じ家系内での兄弟・孫なども当主の実子でないため養子とみなすとき、養子数を当主数で割った割合を養子割合と呼ぶ。この養子割合は、家督を譲るべきときに成人男子がいなかった当主の割合を示す。そのため、ある世代の平均成人男子数が低ければ、つぎの世代の養子割合は高くなるという、平均成人男子数と養子割合との間に因果関係を想定することができる。

上述したとおり、「成立書・系図」から計算された「5人10石以上」の「平均成人男子数」の時系列変化およびその水準は知行取のものとはほぼ同じであるのに対して、「5人10石未満」の「平均成人男子数」は早い時期から低下しはじめ、その水準はより低いものであった。それらが現実を反映しているとすれば、それぞれの俸禄集団（「5人10石以上」および「5人10石未満」）の「平均成人男子数」と「養子割合」との間には上述の因果関係が確認できるはずである。また両集団の「平均成人男子数」のうち、より低い方の集団の養子割合はより高いことが観察されるはずである¹⁰⁾。たとえば、「1601-1650」の「平均成人男子数」は「5人10石以上」では1.47、「5人10石未満」では1.40なので、低い方は「5人10

石未満」である。よって「5人10石未満」のつぎの時期区分「1651-1700」の「養子割合」の方が「5人10石以上」のものより高いことが予測されるということである。

「成立書・系図」の目録である『徳島藩士譜』（宮本1972a、1972b、1973）には、当主が養子の場合実家の当主（実父）が記されているので、相続数に占める養子数がわかる。そこで「養子数」を「相続数」で除して「養子割合」を求めた。表3にはそれらとともに比較のため知行取の「養子割合」が示されている。「5人10石以上」、および「5人10石未満」のいずれも分母となる「相続数」は割合を求めるために十分な数である。2つの俸禄集団の「養子割合」と「平均成人男子数」との間の関係を図1によってあらためて確認しよう。図1には表2の「平均成人男子数」と表3の「養子割合」の推移がそれぞれ俸禄集団別に描かれている。同じ俸禄集団をみると、ある世代の「平均成人男子数」が低ければ、つぎの世代の「養子割合」は高くなるという因果関係が確認できるだろうか。両者の関係をみやすくするために、ある時期区分の「平均成人男子数」からつぎの時期区分の「養子割合」に向かって破線が引かれている。俸禄集団「5人10石以上」の「1701-1750」から「1751-1800」における変化を除けば、両集団ともに「平均成人男子数」が低下すると「養子割合」が上昇するという関係を確認できる。

では、同時期の「5人10石以上」と「5人10石未満」を比較すると、「平均成人男子数」がより低い集団では「養子割合」がより高いことが確認できるだろうか。「5人10石未満」の「平均成人男子数」

表3 禄高分類別にみた養子割合

時期区分	5人10石未満			5人10石以上			知行取		
	相続数	養子数	養子割合	相続数	養子数	養子割合	相続数	養子数	養子割合
1651-1700	131	22	16.8%	168	38	22.6%	486	138	28.4%
1701-1750	278	99	35.6%	336	135	40.2%	717	307	42.8%
1751-1800	586	259	44.2%	424	178	42.0%	846	370	43.7%
1801-1850	848	347	40.9%	413	187	45.3%	829	347	41.9%

(出所) 本文をみよ。ただし、知行取の相続数および養子数については村越(1991)による。

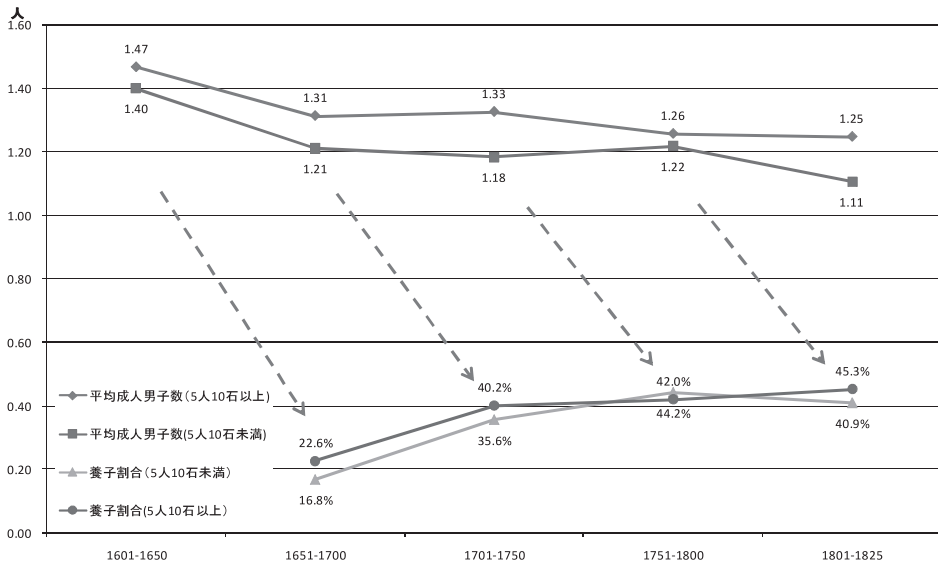


図1 平均成人男子数と養子割合

(出所) 本文をみよ。

は、いずれの時期においても「5人10石以上」の「平均成人男子数」より低い。そのため、「5人10石未満」の「養子割合」は「5人10石以上」の「養子割合」より高いと予測される。しかしながら「1751-1800」を除けば、いずれの時期においても「5人10石未満」の「養子割合」は「5人10石以上」の「養子割合」より低い。相続年によって時期区分された俸禄集団は厳密には当主の出生年次別集団とはいえない。そのため集団が異なれば、ある時期の「平均成人男子数」が等しくてもつぎの時期の「養子割合」が等しいとは限らない。厳密にはそうであるが、大まかには、子ども数が多い方の集団では養子がより少ないという関係が見い出せるはずである。では、なぜそのような関係が確認できないのか。それは、「養子割合」と「平均成人男子数」のうち、後者が現実を反映していないからだと考えられる。当主が養子か実子かという記述は、もうけた子どもの記載よりも確実である。いいかえれば、求められた「平均成人男子数」よりも「養子割合」の方が信頼度は高いと考えられるのである。その「養子割合」から判断するかぎり、現実には「5人10石以上」の「平均成人男子数」は「5人10石未満」のものと少なくと

も同じかあるいはそれより低いはずである。そうならない理由は、「5人10石以上」の成人男子が過大に見積もられているか、「5人10石未満」の成人男子が過小に見積もられているかのいずれかにある。

まず「5人10石以上」の成人男子が過大に見積もられている可能性を検討しよう。成人男子とみなしているのは実名の記載された男子である。もし、実名が記載された者のなかに成人するまえに死亡した者が多く含まれていれば、すなわち実名の記載された男子に未成年男子が多く含まれていれば、成人男子は過大に見積もられているといえる。一般的に、武士は成人することによりはじめて実名を与えられる。このため、実名を持つ未成年者が多かった可能性は低い。しかも、俸禄が「5人10石以上」の家臣だけにそのようなことが生じたとは考えられない。つまり、「5人10石以上」の成人男子が過大に見積もられているとは考えられない。

つぎに「5人10石未満」の成人男子が過小に見積もられている可能性を検討しよう。「成立書・系図」は個々の家臣が徳島藩庁に提出した履歴書と系図をまとめたものである。もうけた子どもが武士の

世界で生きてゆくこと、いいかえれば子どもが家督を相続したり、他の家臣の養子になったりすることを望むのであれば、当主（父親）は相続願いや養子願いを藩庁に提出しなくてはならない。そのようにして藩庁に把握された子どもは公的な系図に記載されなくてはならなかったはずである。それに対して、庶民（農民や町人）の養子になるなど武士世界以外で生きてゆくことになった子どもについては、藩庁に提出する公的な系図に記載されることはなかったのではないだろうか。このように考えるとき、武士の世界以外で生きてゆく可能性があるのは、知行取に準じる大小姓格（標準俸禄5人10石）などの子どもではなく、身分内序列の低い小奉行格（標準俸禄3人7石）などの子どもであろう。よって、「5人10石未満」の成人男子が過少に見積もられている可能性の方が高いと結論される。

2.3 平均成人男子数の推計

ある時期の知行取の「平均成人男子数」および「5人10石以上」の「平均成人男子数」それぞれを、つぎの時期の「養子割合」に回帰させて2つの回帰

式を求めた¹¹⁾。先に示したとおり、ある世代の当主がもうけた成人男子数によって、つぎの世代の養子数が決定するからである。時期区分とした当主の相続期間はだまかには当主が子どもをもうける期間と重なりあうが一致してはいない。また17世紀における「5人10石以上」の「平均成人男子数」は安定しておらず、また過大評価の可能性もある。それらのため知行取の回帰式の係数と定数は「5人10石以上」のものとは等しくない。この2つの回帰式に「5人10石未満」の「養子割合」を代入して各時期の「平均成人男子数」の推計値を求めた。それらと「成立書・系図」に基づいて求められた値（計算値）が図2に示されている。上述の理由により17世紀前半の推計値の差は大きいだが、17世紀後半以降ではその差はそれほどではない。2つの回帰式に基づく推計値は、17世紀前半では1.60-2.21人、17世紀後半では1.24-1.36、18世紀以降では1.21-1.30の間にある¹²⁾。「平均成人男子数」の推計値は17世紀前半から後半にかけて低下し、18世紀においては一定の範囲で推移している。この特徴は、上述の「5人10石以上」の「平均成人男子数」のも

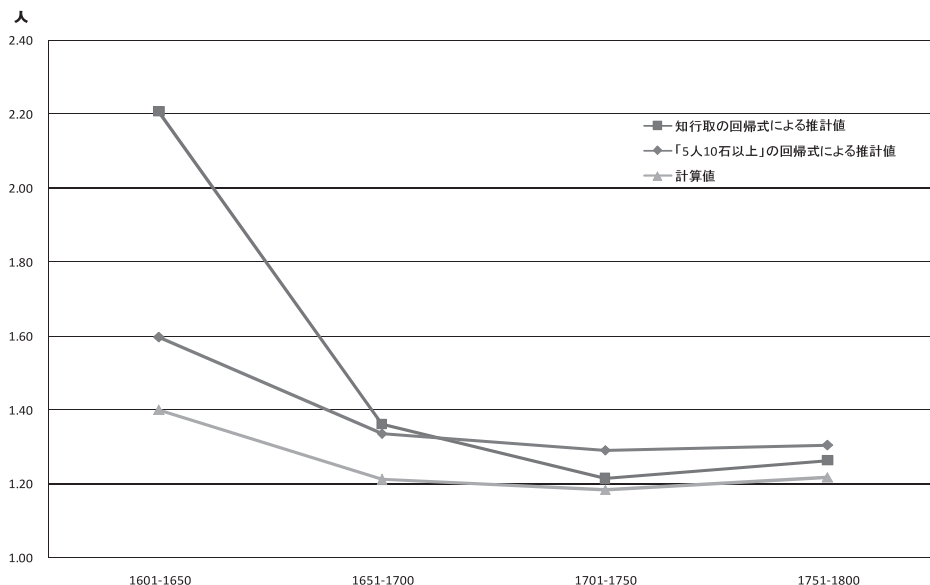


図2 回帰式から求められた「5人10石未満」の推計値と計算値

(出所) 本文をみよ。

のと同じである。17世紀前半における「平均成人男子数」は過大に見積もられている可能性があるとはいえ、「5人10石以上」と同じく「5人10石未満」の「平均成人男子数」は17世紀の間に低下し、18世紀には1.2から1.3の間で推移したと考えられる。そして、この特徴は、表1に示したとおり知行取のものとも同じである。

徳島藩のしかも御目見以上の家臣（俸禄3人7石以上）に限定されたものとはいえ、一定以上の禄高範囲にあれば身分に関係なく、出生力は同じ水準（18世紀以降の平均成人男子数1.2-1.3人）に収束するという検討結果が持つ意味は大きい。村越（1993）に示された宇和島藩知行取の人口データに基づいておこなわれた武士人口シミュレーション（村越2002）によれば、人口がほぼ単純再生産されるとき、平均成人男子数は1.2人台になると計算されている。このことから判断すると、知行取の出生力だけでなく、無足の出生力についても、18世紀以降単純再生産水準にあったと推測できるのである。

3. 社会制約仮説の妥当性

前節では、無足の「平均成人男子数」は、知行取のものと同じ動きも水準も変わらないと判断できることを示した。本節では知行取の出生力を説明する社会制約仮説が無足についても妥当すると考えてよいか検討する。

まず徳島藩知行取の出生力を説明する仮説として立てられた社会制約仮説の内容を説明しよう。17世紀前半は藩制の確立期であった。領地の規模にみあう家臣数が必要であった藩主蜂須賀氏は新たな知行取を採用する必要があった。そのため、既に知行取であった者は、次三男をもうけてもかれらの召出を期待できる状況にあった。新規召出が可能な状況は知行取当主が持とうとする子ども数を高い水準に維持させた。17世紀後半以降、家臣団が整備され、その規模にみあう知行取が拡充されてしまうと、新たに召出される知行取の数はわずかになった。新規召出が減少するにしたがい次三男の召出も減少して

いった。個々の知行取は次三男をもうけてもかれらの新規召出を確実なものとして考えることができないう状況におかれた。そのため、知行取当主は子ども数を減少させた。18世紀以降、知行取当主のもうけた次三男が新たに召出される可能性はそれ以前に比して低下した。知行取の総数がほぼ一定となり一度召出された者の子孫が代々家督を相続してゆくと、成人した子どもを当主が平均二人程度持てば次の世代に置き換えられることになる。子どもを多くもうけても養子先、嫁入り先は不確実なものにならざるを得ない。そのため、知行取当主は少ない子ども数を維持した。このような内容の仮説である。

この仮説が無足にあてはまるか検討するためには、17世紀以降における無足の新規召出数とかれらの次三男の召出数の変化をみなくてはならない。そして、

- (1) 新規召出が17世紀前半において多く、しかもかれらの次三男が召出されていたこと（＝出生力が高い原因）
 - (2) 新規召出が17世紀後半から減少しはじめて18世紀以降わずかになり、それにともない次三男が召出されなくなったこと（＝出生力が低下した原因）
 - (3) その後も知行取の次三男が召出される可能性はほとんどなかったこと（＝出生力が低い原因）
- という3点が無足についてもいえれば、知行取の出生力の変化同様、無足の出生力の変化についても社会制約仮説によって説明可能といえる。

山川（1978）には、「藩政確立期」、支藩が存在した時期（「分藩期」）、支藩と本藩が統合された時期（「復旧期」）、宝暦・明和、寛政、天保の各藩政の「改革期」、それ以降の時期（「藩政崩壊期」）に区分された、「扶持米取」（無足）の召出数とかれらの出自が「成立書・系図」から求められている。そこでは、出自は「分家」（次三男の召出）、「在地・他国」からの召出（農民を含む）や「奥女中の養子」としての召出、「卒」（御目見以下の家臣）からの昇進、「不明」などに分類されている。「分家」と「在地・他国」からの召出および「奥女中の養子」としての召出を

表4 無足の時期別召出数とその出自

時期区分	新規召出	分家	在地・他 国・奥女 中養子等	卒からの 昇進	出自不明	新規 召出/年	分家 /年	他国等 /年	卒からの 昇進 /年	出自不明 /年
藩政確立期 1652-1678	76	62	14	26	0	2.8	2.3	0.5	0.9	0.0
分藩期 1678-1725	50	37	13	49	62	1.0	0.8	0.3	1.0	1.3
復旧期 1725-1754	29	8	21	42	37	1.0	0.3	0.7	1.4	1.2
宝暦・明和改革期 1754-1769	18	12	6	67	23	1.1	0.8	0.4	4.2	1.4
寛政改革期 1769-1813	25	8	17	140	39	0.6	0.2	0.4	3.1	0.9
天保改革期 1813-1843	12	0	12	84	16	0.4	0.0	0.4	2.7	0.5
藩政崩壊期 1843-1869	12	6	6	60	35	0.4	0.2	0.2	2.2	1.3

出所：「時期区分」と「召出数」は山川 (1973)、p.23、表1による。ただし、支藩からの移動34人、時期不詳6人を除いた。

「1652-1678」の内訳については、山川 (1973)、p.7、「分家を主体とし (60%)、……卒からの身分上昇がこれにつき (25%)、……在地からの召出は極めて少ない (14%)」という記述に基づいて計算した。それ以降の時期の内訳については、山川 (1973) のそれぞれ図3 (p.10)、図9 (p.14)、図13 (p.18)、図19 (p.25)、図21 (p.26)、図25 (p.25) による。時期区分の境界年は重複しているが、データは重複していない。

合計して「新規召出」とした。「新規召出」とともに「卒」からの昇進、出自「不明」それぞれの事例数が表4に示されている。時期区分された期間 (年数) はそれぞれ異なっている。そのため、各時期の実数をそのまま比較することはできない。そこでそれぞれの項目の実数を年数で除した年平均が計算されている。以下では、各時期の年平均によって召出傾向を検討する。

「新規召出/年」は、17世紀後半に2.8人と最も高く、18世紀前半までは約1人、18世紀後半以降1人未満に低下してゆく。「出自不明/年」が比較的高いとはいえ、それらを考慮してもこの傾向は変わらない。「新規召出」のうち、「分家」(次三男の召出)には無足の次三男だけではなく知行取の次三男が無足として召出された場合も含まれている。そこで、無足としてあらたに召出された知行取の次三男の数を、山川 (1978) と同じく「成立書・系図」のデータに基づいて計算した村越 (1991) によって確認すると、「1652-1678」に6人、「1678-1728」に4人、「1728-1869」に3人である。知行取の次三男から無足への召出はわずかであったといえる。「分家」(次三男の召出)がもっとも多かった「1652-1678」に召出された62人から、先にみた知行取の次三男6人を差し引いた56人が無足の「分家」(次三男の召出)ということになる。56人の年平均分家数を求めると2.1人となり、無足からの平均分家数が高

いことがわかる。それに対して、「卒からの昇進/年」は17世紀後半から18世紀前半まで1人前後と低く、18世紀後半以降の藩政改革期に2人台から4人台と高くなる。これは「分家」(次三男の召出)とは正反対の傾向である。

これまでの観察結果を要約すると、17世紀から18世紀前半には無足の次三男の召出が比較的多く、18世紀後半以降には御目見以下の家臣であった者の昇進が増加していったといえる。

上述の観察結果に基づいて、先に示した知行取の出生力変化の原因を説明する3点が無足にも妥当するか具体的に検討しよう。(1)「新規召出が17世紀前半において多くしかもかれらの次三男が召出されたこと」のうち、17世紀前半についてはデータがなくわからないが、17世紀の第4四半世紀における無足の新規召出が、それ以降に比して多いことは確かである。そしてその多くは無足の分家 (次三男の召出) によって占められている。17世紀の間に次三男の新規召出自体が減少していることから、無足の特徴は知行取のものと同じといえる。(2)「新規召出が17世紀後半から減少し18世紀以降わずかなり、それにともない次三男が召出されなくなったこと」についても次三男の召出が減少する時期 (17世紀の第4四半世紀以降) にずれがあるかもしれないが、その特徴は知行取のものと同じである。そして、(3)「その後も知行取の次三男が召出される可能

性はほとんどなかったこと」については、無足についてもいえることである。無足の出生力変化は、変化のタイミングに関する説明を若干修正すれば「社会制約仮説」によって説明可能である。無足に関する説明をまとめると次のようになる。新規召出が17世紀の第4四半世紀において多く、そのほとんどがかれらの次三男の召出によるものであった。無足当主は子どもを多くもうけても、新規召出というかれらの子どもの行き先を期待することができた。このことが高い出生力の原因と考えられる。17世紀の第4四半世紀以降、次三男の召出は減少し18世紀にはほとんどなくなった。そのため、無足当主は、もうけた男子を自らの家督を相続させる嫡子にするかあるいは他の家臣の養子にするかのいずれか以外に武士社会のなかで子どもの行き先を探すことはできなくなった。このことが低出生力の続いた原因と考えられる。

次節では、18世紀以降の低出生力のもとで、嫡子を持たない無足当主はどこから養子を得たのかを俸禄集団から検討する。

4. 俸禄集団からみた養子の移動

徳島藩知行取の養子選択を検討した村越（1998）では、つぎのような内容の指摘がなされている。18世紀以降に知行取が実現した出生力のもとでは、養子の需要と供給はほぼ一致しており、また知行取当主が得た養子の実家の身分内序列（供給側）と、当主がもうけた次三男を養子として受け入れた養家の序列（需要側）は異ならないという内容の指摘である。もし、出生力が高かったりあるいは低かったりして、知行取の養子に対する需要と供給が異なっていれば、需要と供給それぞれの側から養子選択を検討する必要がある。出生力が高ければ養子の需要は小さく供給は大きいものに対して、反対に出生力が低ければ需要は大きく供給は小さい。いずれの状況でも、需要と供給は一致せず、したがって養子の選択範囲に違いがみられる可能性があるからである。前節において示したとおり、18世紀における無足の

出生力は知行取のものと同じく単純再生産水準にあったと考えられることから、知行取同様養子の需要と供給はほぼ等しいと想定される。そのため養子を需要する範囲と養子を供給する範囲が大きく異なることはない。よって、需給のいずれか一方の分析から、養子による社会移動がわかるはずである。前節で示したとおり、無足のうち「5人10石未満」の出生力が過小に見積もられている可能性が高いことから、供給に関しては厳密な分析がむずかしい。そこで本節では養子の需要側つまり、養子を必要とした無足当主がどこから養子を得たのかについて検討する。

第2節において示した表3では17世紀後半以降を50年ごとに区分したため、対象とする時期の下限を区切りのよい1850年とした。ここでは、できるだけ多く養子の事例を取り上げることを考え、対象時期を1701年以降1850年までではなく1869年までに延長する。そして1851年以降における「5人10石未満」の54事例と「5人10石以上」の38事例を加え、297事例を対象とする。

第1節で示したとおり、序列による分類はむずかしいので、ここでも俸禄による分類に基づいて分析を試みる。表5には、養子を必要とした養家（養父）が俸禄ごとに分けられている（「養家 to」）。たとえば、「3人7石以上（小奉行格）」は、俸禄が3人7石以上3人8石未満の集団であり、カッコ内には当該俸禄の標準的身分内序列が記されている。養子の実家（実父）（「実家 from」）は大きく4ブロックに分けられている。「御目見以上の徳島藩家臣」、それ以外の武士や庶民（「御目見以上の徳島藩家臣以外」）、「家系内」と「不明」である。「家系内」は、養子を当主の弟や孫など同一家系（直系家族）内から得た事例の合計、「不明」は家系の情報がまったく記されていない事例の合計である。「御目見以上の徳島藩家臣」とそれ以外の武士や庶民（「御目見以上の徳島藩家臣以外」）は、さらにいくつかに分類されている。前者は、養家と同じく無足については俸禄によって分類されているが、知行取の場合には一括して「知行取」としてまとめられている。後

表5 無足養子の養家(養父)・実家(実父)のクロス集計

養家 to 実家 from	分類	3人7石以上 (小奉行格)	3人8石以上 (徒士)	4人7石以上 (日帖格)	4人8石以上 (中小姓格)	5人10石以上 (大小姓格)	合計
徳島藩家臣 御目見以上の	3人7石未満	11 (5%)	11 (5%)	8 (7%)	4 (1%)	7 (1%)	41 (3%)
	3人7石以上	28 (14%)	21 (11%)	19 (18%)	31 (11%)	26 (4%)	125 (9%)
	3人8石以上	15 (7%)	29 (15%)	7 (6%)	22 (7%)	26 (4%)	99 (7%)
	4人7石以上	6 (3%)	8 (4%)	5 (4%)	18 (6%)	25 (4%)	62 (4%)
	4人8石以上	18 (9%)	21 (11%)	16 (15%)	41 (14%)	62 (11%)	158 (12%)
	5人10石以上	7 (3%)	9 (4%)	10 (9%)	36 (12%)	136 (25%)	198 (15%)
	知行取	2 (1%)	5 (2%)	2 (1%)	3 (1%)	57 (10%)	69 (5%)
御目見以上家臣 小計	87 (45%)	104 (56%)	67 (64%)	155 (55%)	339 (63%)	752 (57%)	
徳島藩家臣以外 御目見以上の	別家厄介・構浪 人・他国浪人	5 (2%)	8 (4%)	2 (1%)	14 (5%)	20 (3%)	49 (3%)
	他家(大名・ 旗本等)家臣	11 (5%)	5 (2%)	2 (1%)	20 (7%)	30 (5%)	68 (5%)
	足軽・陪臣・ 郷士・医師等	28 (14%)	29 (15%)	12 (11%)	20 (7%)	18 (3%)	107 (8%)
	浪人・他家家臣・ 足軽等小計	44 (23%)	42 (22%)	16 (15%)	54 (19%)	68 (12%)	224 (17%)
家系内	26 (13%)	20 (10%)	11 (10%)	41 (14%)	77 (14%)	175 (13%)	
不明	34 (17%)	18 (9%)	10 (9%)	30 (10%)	54 (10%)	146 (11%)	
合計	191 (100%)	184 (100%)	104 (100%)	280 (100%)	538 (100%)	1,297 (100%)	
文政11年人数		154	140	87	215	334	930

(出所) 本文をみよ。ただし「文政11年人数」については、国立史料館(1984)所収の「徳島分無足以下分限帳」、「須本 京 大坂 無足以下並御合力共分限帳」および「江戸住無足諸士以下分限帳」から筆者が集計した。

者は、主を持たない「別家厄介・構浪人・他国浪人」、蜂須賀氏以外の大名や旗本などの家臣からなる「他家(大名・旗本等)家臣」、御目見以下の徳島藩家臣である足軽、手代等、徳島藩家臣のさらに家臣である陪臣、郷士や専門職である医師等(庶民を含む)からなる「足軽・陪臣・郷士・医師等」に分けられている。これらの4つの分類の事例が集計され、「合計」欄に記されている。たとえば、養家(養父)の俸禄が「3人7石以上(小奉行格)」の「合計」は191(100%)事例である。それらのうち、実家(実父)が「御目見以上の徳島藩家臣」(「御目見以上家臣小計」)なのは87事例(45%)、「御目見以上の徳島藩家臣以外」(「浪人・他家家臣・足軽等小計」)は44事例(23%)、そして「不明」は34事例(17%)である。カッコ内の数値は「合計」に対する各分類の割合である。最終行には、1828(文政11)年においてそれぞれの俸禄を得ていた人数が示されている。

無足当主が養子(「養家 to」の「合計」)をどこ

から得たかを大まかに把握しよう。「御目見以上の徳島藩家臣」から得た養子は752事例(「御目見以上家臣小計」57%)、「御目見以上の徳島藩家臣以外」からは224事例(「浪人・他家家臣・足軽等小計」17%)、同一の「家系内」からは175事例(13%)、そして「不明」は146事例(11%)である。無足という同じ身分から7割の養子(「御目見以上の徳島藩家臣」57%と「家系内」13%の合計)を、同じ身分以外から2割の養子を得ていたといえる。これらのうち、まず「御目見以上の徳島藩家臣以外」から養子を得た割合(「浪人・他家家臣・足軽等小計」)を養家の俸禄集団別にみよう。俸禄のもっとも多い「5人10石以上(大小姓格)」が「御目見以上の徳島藩家臣以外」から養子を得た割合は12%(68事例)である。それに対して、俸禄のもっとも少ない「3人7石以上(小奉行格)」がそこから得た割合は23%(44事例)である。俸禄の少ない集団の方が「御目見以上の徳島藩家臣以外」からより高い割合の養子を得ていた。それは、俸禄の少ない集団では徳島

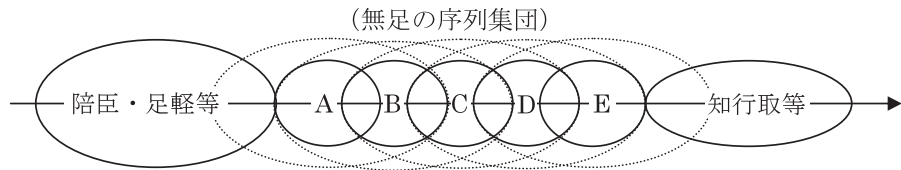


図3 無足の養子選択範囲

藩内の下位身分（「足軽・陪臣・郷士・医師等」）から養子を得やすかったからである。「足軽・陪臣・郷士・医師等」から養子を得た割合は、「5人10石以上（大小姓格）」ではわずか3%（18事例）であるのに対して、「3人7石以上（小奉行格）」では14%（28事例）である。

つぎに「御目見以上の徳島藩家臣」から養子を得た割合を、養家の俸禄集団別にみよう。養子の実家（実父）である「御目見以上の徳島藩家臣」は無足の場合には養家（養父）と同じく俸禄によって分類され、また知行取の場合には知行高ごとではなく一括して「知行取」とされている¹³⁾。太枠で囲ったセルは同じ俸禄集団内での養子の移動を示している。

「4人7石以上（日帖格）」を除けば、どの俸禄集団でも同じ集団から養子を得た割合がもっとも高い。「4人7石以上（日帖格）」は、同じ集団からの養子は4%（5事例）と低いが下位の「3人7石以上」から18%（19事例）、上位の「4人8石以上」から15%（16事例）と広い範囲から養子を得ている。これは上位の集団と下位の集団のちょうど真ん中に位置し、上下いずれの集団からも養子を得ることができた結果であろう。また、「文政11年人数」に示したように他の集団に比して人数が半数あるいはそれ以下とかなり少ないことが影響していたかもしれない。

同じ俸禄集団から得た養子の割合に、近接上下の集団から得た割合を足し合わせると、先に示した「4人7石以上（日帖格）」を除けば、その割合は「御目見以上家臣小計」の5割を上回る。「5人10石以上（大小姓格）」では、同じ「5人10石以上」内で25%（136事例）、上位の「知行取」から10%（57事例）と下位の「4人8石」から11%（62事例）

の養子を得ており、その割合の合計46%は「御目見以上家臣小計」63%の7割を超えている（46/63）。「4人8石以上（中小姓格）」では「御目見以上家臣小計」55%中同じ集団と近接上下の集団の合計は32%、「3人8石以上（徒士）」では56%中30%、そして「3人7石以上（小奉行格）」では45%中26%である。おおまかにいえば、同じ俸禄集団と近接上下の集団からおもに養子が獲得され、とくに中間に位置する「4人7石以上（日帖格）」ではもう少し選択の範囲が広がったといえる。

上述の検討結果を図3の概念図によってまとめよう。実線で囲まれたAからEは「3人7石以上（小奉行格）」から「5人10石以上（大小姓格）」までの俸禄を基準とした序列集団を示す。俸禄は序列とほぼ対応していることから、俸禄集団の特徴は序列集団のものと読み替えることができる。実線で囲まれた「知行取等」は、俸禄を得ていた無足よりも上位に位置する、知行地を給された徳島藩知行取および同等の他家家臣を、また「陪臣・足軽等」は無足よりも下位に位置する御目見以下の家臣、陪臣や庶民を示す。AからEの各楕円とその左右の楕円が破線によって囲まれている。それは、同じ序列集団と近接する上位および下位の集団からおもに養子が獲得されることを示している。破線で描かれた楕円の全体をみれば、養子は無足のなかで完結せず、同じ集団を中心として上位身分の知行取や下位の足軽、陪臣さらに庶民から得られていたことがはっきりする。本節のはじめに示したとおり、無足の出生力は知行取と同じ水準にあったと推測されるため、かれらの養子に対する需要とかれらの次三男の養子としての供給は等しく、そのため養子を獲得する範囲と子どもを養子とする範囲は一致すると考えられる。

したがって、図3は養子の獲得範囲だけではなく養子の選択範囲を示している。

おわりに

将軍を頂点にして大名、旗本・大名家臣、旗本や大名家臣のさらに家臣など身分内身分に分化していたそれぞれの武士集団を構成要素として武士社会は成立していた。武士社会全体の再生産水準を明らかにすることが武士の人口再生産研究の第一の課題であり、そのためには身分集団あるいは身分内序列集団を単位として研究を積み重ねる必要があるということ、[「はじめに」]で指摘したとおりである。この問題意識にしたがい、本稿は、大名家臣の出生力を分析した。対象としたのは、徳島藩家臣のなかでも知行取の下位に位置する、無足という俸禄を与えられた御目見以上の家臣である。かれらの出生力を分析するとともに養子選択の範囲についても検討した。その内容を要約すれば、次のとおりである。

出生力に関しては、系図データの信頼性を検討したうえで、記載漏れの可能性の高い女子および早世男子を除いて「平均成人男子数」を求めた。そして成人男子が集団のなかに多ければ養子は少ないという因果関係に基づいて、「平均成人男子数」の信頼性を検討した。その結果、「5人10石未満」の「成人平均男子数」が過小評価されている可能性が高いと判断した。そこで、上述の因果関係から「5人10石未満」の「平均成人男子数」を推計した。推計値は「5人10石以上」および知行取のものと同程度であった。徳島藩のしかも御目見以上の家臣（俸禄3人7石以上）に限定された分析結果とはいえ、一定の禄高範囲にあれば、知行取と無足など身分内身分が異なっても、出生力は同じ水準（18世紀以降の平均成人男子数1.2-1.3人）に収束すると推測できた。そして「平均成人男子数」が1.2-1.3人という数値から、知行取だけではなく無足の出生力も18世紀以降、単純再生産水準にあった可能性が高いと判断した。さらに、求めた無足の出生力の時系列変化を「社会制約仮説」によって説明した。こ

れは徳島藩知行取を対象に立てられた仮説であるが、旗本について妥当することがすでに示されている（村越2009）。無足についても妥当することが示され、「社会制約仮説」の説明力が高まったといえる。最後に、18世紀以降の低い出生力のもとで、養子を必要とした無足当主がどこから養子を得たのかを具体的に検討した。その結果、養子は同じ身分である無足のなかで完結せず、同じあるいは近接上下の俸禄集団（序列集団）を中心とし、無足全体からみれば上位身分の知行取や下位の足軽、陪臣さらに庶民の間で行われていたと結論した。

ところで、高田（2001、p.456-462）によれば、1828（文政11）年の知行取は621人、無足は1032人、それに対して同年の御目見以下の家臣のうち足軽だけをとり、その数は無足とはほぼ同数の1136人であった¹⁴⁾。さらにその下位には、2000人以上の手代、掃除坊主や番人などの非戦闘者が徳島藩庁から俸禄を得ていた¹⁵⁾。御目見以下の家臣の出生力ほどの程度の水準にあったのか。「成立書・系図」には、足軽以下の家臣の情報が含まれていないため、かれらの出生力を直接計ることはできない。そうではあるが、御目見以下の家臣を取り巻く社会環境、なかでもとくに家臣の家系が一定になり、たとえ子どもを多くもうけても武士社会のなかでかれらの行き先を探せないという状況は、御目見以上の家臣のものとは変わらなかったはずである。御目見以下の家臣であっても、十分な数の子どもをもうけられるだけの俸禄を得ているのであれば、御目見以上の家臣同様、人口の単純再生産水準を実現していたと推測することが可能である。では、十分な数の子どもをもうけられるだけの俸禄とはどの程度の所得だったのか。またそれに満たない俸禄しか得ていない家臣の出生力は単純再生産水準を下回っていたのか。そうだとすれば、かれらはどこから養子を得ていたのか。これらの問いを、徳島藩家臣を対象として検討することはむずかしい。幸いなことに、徳島藩と同じ四国に位置する宇和島藩においては御目見以上ではあるが、徳島藩の御目見以下の家臣（足軽）と同じかあるいはそれよりも俸禄の少ない家臣の人口史

料が残されている。宇和島藩家臣を対象として、上述の問いに答えることを今後の課題としたい。

中・後期における家臣団一」、『徳島県博物館紀要』、第10集、p.1-34。

引用文献

- 木村礎ほか編 1990、『藩史大事典』第6巻（中国・四国編）、雄山閣出版。
- 国立史料館編 1984、『徳島藩職制取調書抜 下』、東京大学出版会。
- 高田豊輝 2001、『阿波近世用語辞典』、同氏発行。
- 服藤弘司 1982、『相続法の特質』、創文社。
- 宮本武史編 1972a、『徳島藩士譜』、上巻、徳島藩士譜刊行会。
- 宮本武史編 1972b、『徳島藩士譜』、中巻、徳島藩士譜刊行会。
- 宮本武史編 1973、『徳島藩士譜』、下巻、徳島藩士譜刊行会。
- 村越一哲 1991、「大名家臣の人口学的特徴—経済的困窮仮説の検討・徳島藩知行取の場合—」、『社会経済史学』、第57巻第3号、8月、p.269-295。
- 村越一哲 1993、「宇和島藩知行取の出生力—1770—1868年」、『人口学研究』、第16号、5月、p.41-47。
- 村越一哲 1998、「大名家臣の嫁・養子選択—徳島藩知行取に関する需給分析—」、『社会経済史学』第64巻第4号、11月、p.547-567。
- 村越一哲 2002、「大名家臣の出生力水準—シミュレーションの結果と系譜データとの比較による検討—」、『人口学研究』、第30号、5月、p.41-54。
- 村越一哲 2009、「旗本の出生力再検討」、『人口学研究』、44号、5月、p.19-32。
- 村越一哲 2010、「徳川武士の人口再生産研究—課題と仮説の提示—」、『文化情報学』、第17巻第2号、12月、p.13-29。
- 山川浩実 1971、「蜂須賀氏家臣団の編成—阿波入封以前の家臣団について—」、『徳島県博物館紀要』、第2集、p.1-15。
- 山川浩実 1978、「阿波藩家臣団の編成（二）—藩政

注

- 1) 徳島藩については、木村礎ほか編（1990）、p.404-406を参照。
- 2) 高田（2001）、p.357-359を参照。
- 3) 第3節、表4を参照。
- 4) 第3節、表4を参照。
- 5) 徳島大学附属図書館所蔵、原史料は画像データとしてデジタル化され「蜂須賀家家臣団家譜史料データベース」としてインターネット上で公開されている（<http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/dbhachi/hachi.html>）。「成立書・系図」に含まれる成立書の史料批判については山川（1971）を参照。
- 6) 歴代当主の(a)召出年月日または相続年月日、(b)禄高または扶持方、(c)勤めた主な役職、(d)没年または隠居年、(e)養子の場合には実家の当主名がそれぞれ記されている。
- 7) 本稿では、「身分」を固定的な待遇、「序列」を身分内の可変的な待遇と考える。
- 8) それぞれの身分序列については高田（2001）を参照。
- 9) 服藤（1982、p.78）によれば、江戸幕府の武士相続法は1642（寛永19）年の「覚」と同年の養子法、そして1643（寛永20）年の跡職規定の三者を持って確立したという。
- 10) これは、2つの俸禄集団間で死亡率に差がないという想定に基づく。同じ無足という身分の生活環境や習慣は異ならないので、そのように考えてよいだろう。
- 11) 知行取の回帰式は $y = \frac{0.269}{x} + 0.605$ 、回帰式は分散分析の結果、有意である [F(1, 2) = 98.52; p < .01]。自由度修正済み決定係数は0.970、DW比は2.963である。「5人10石以上」の回帰式は $y = \frac{0.083}{x} + 1.101$ 、回帰式は分散分析の結果、有意である [F(1, 2) = 29.37; p < .05]。自由度修

正済み決定係数は0.904、DW比は2.309である。

- 12) 推計値と「成立書・系図」から求めた値(計算値)はそれぞれ次のとおりである。

	1601-1650	1651-1700	1701-1750	1751-1800
推計値(知行取)	2.21	1.36	1.21	1.26
推計値 (5人10石以上)	1.60	1.34	1.29	1.30
計算値	1.40	1.21	1.18	1.22

- 13) 徳島藩家臣のうち御目見以上の最下位序列は小奉行格である。小奉行格の標準俸禄は3人7石であるが、それよりも少ない俸禄(3人6石や3人5石など)しか得ていなくても小奉行格の

家臣がみられる。そのため、実家(実父)の分類に「3人7石未満」を加えた。この点については、国立史料館編(1984)所収の「徳島分無足以下分限帳」を参照。

- 14) 弓之者、持筒之者、鉄砲之者、旗之者、長柄之者という集団で戦う兵士を指す。ここには予備役(片扶持鉄砲之者、片扶持旗之者、片扶持長柄之者)の200人を含めていない。
- 15) 高田(2001、p.456)によれば、御目見以下の家臣(「無格奉公人」)の総数は1828(文政11年)では3856人である。

An analysis of the fertility of the Tokushima-han Daimyo retainers of the middle class
by MURAKOSHI Kazunori

[Abstract] This paper presents an analysis of the fertility of the Tokushima-han Daimyo retainers of the middle class. I initially divided this population into two groups: one that belonged to the lower middle class (ML) and the other that belonged to the upper middle class (MU) and then used genealogical data to calculate the mean numbers of adult sons per head of household for each group (MNAS-ML and MNAS-MU, respectively). I next examined the reliability of these numbers and concluded that the actual MNAS-ML must have been larger than that calculated. I estimated the MNAS-MLs of the 17th and the 18th centuries and proposed that the MNAS-MLs should be almost equal to the MNAS-MUs, and that the MNAS of the entire middle class (MNAS-M) should be between 1.2 and 1.3, which was equal to the MNAS of the upper class (MNAS-U). My previous study using micro-simulation analysis, which was based on demographic data on the Uwajima-han Daimyo retainers of the upper class, showed that the MNAS should be 1.2 for a population with a net reproduction rate (NRR) of 1. Thus, the NRR of the population of the Tokushima-han Daimyo retainers of the middle class should have been almost equal to 1. I finally discuss how the Tokushima-han Daimyo retainers found candidates to adopt as sons for purposes of succession during the 18th century and later, when their fertility rates were considerably lower than average. I also showed that many adoptees originated not only from within the same class but also from within the upper, lower and even common classes.

[Key Words] Tokugawa period / Samurai population / Net reproduction rate / Fertility, Social mobility